第五十号の六様式(第十条の五の七関係)(A4)

型式部材等製造者認証書

第　　号
年　　月　　日

申請者　　様

国土交通大臣
指定認定機関
承認認定機関

建築基準法第68条の11第1項
建築基準法第68条の22第1項
(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、下記のとおり型式部材等製造者としての認証をする。

記

1. 認証番号
2. 型式部材等の種類及び概要
3. 工場その他の事業場の名称及び所在地
4. 認証の有効期間

(注意)この認証書は、大切に保存しておいてください。

注　指定認定機関又は承認認定機関は、認定等の業務の円滑な実施を図るため必要な範囲内でこの様式の一部を変更することができる。